

事業者の方は、次の①から⑩のような場合には、税務署への届出や申請が必要です。

① 基準期間における課税売上高が1,000万円を超えることになったとき

② 特定期間における課税売上高が1,000万円を超えることになったとき

※ この場合の1,000万円の判定は、課税売上高に代えて給与等支払額の合計額によることもでき、いずれの基準で判定するかは任意です。

③ 簡易課税制度を選択するとき

④ 課税事業者となることを選択するとき

⑤ 課税期間の短縮を選択するとき、又は既に短縮を選択している課税期間を変更するとき

⑥ 任意に中間申告書を提出するとき

⑦ 適格請求書発行事業者の登録を受けようとするとき

⑧ 適格請求書発行事業者の公表事項を新たに追加又は変更しようとするとき

⑨ ①に該当しなくなったとき

⑩ ③から⑦を取りやめるとき など

届出書の用紙は、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) からダウンロードできます。

なお、税務署にも用意しています。